

公立大学法人和歌山県立医科大学

年度計画

【平成23年度】

和歌山県立医科大学



目 次

第1	年度計画の期間及び教育研究上の基本組織	
1	年度計画の期間	3
2	教育研究上の基本組織	3
第2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	教育に関する目標を達成するための措置	3
2	研究に関する目標を達成するための措置	9
3	附属病院に関する目標を達成するための措置	10
4	地域貢献に関する目標を達成するための措置	14
5	産官学の連携に関する目標を達成するための措置	15
6	国際交流に関する目標を達成するための措置	15
第3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	
1	運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	16
2	教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	16
3	人事の適正化に関する目標を達成するための措置	16
4	事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	17
第4	財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
1	外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	17
2	経費の抑制に関する目標を達成するための措置	17
3	資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	18
第5	教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	
1	評価の充実に関する目標を達成するための措置	18
2	情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	18
第6	その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
1	施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	18
2	安全管理に関する目標を達成するための措置	19
3	基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置	19
第7	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画	20
第8	短期借入金の限度額	20
第9	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	20
第10	剰余金の使途	20
第11	その他	
1	施設及び設備に関する計画	20
2	人事に関する計画	20
3	積立金の処分に関する計画	20
	(別紙) 予算、収支計画及び資金計画	21
	(別表) 教育研究上の基本組織	24

－年度計画記載上の注意事項－

1 番号設定

年度計画の項目は、中期計画の項目に対応しており、項目の細列は下記の順序を用いている。

第1	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)
第2	2	(2)	イ	(イ)	b	(b)
第3	3	(3)	ウ	(ウ)	c	(c)

中期計画の項目番号を 枠で囲っている。

第1 年度計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 年度計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

別表に記載する学部、研究科及び助産学専攻科を置く。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

(ア) - 1

普遍的な知識の獲得を図るため、「文学」・「経済学」・「食の科学」など、人文・社会・科学の各分野に多くの科目を開講する。 <保健看護学部>

(ア) - 2

a 「こころの科学」・「人間関係論」・「生命倫理」など、「人間の理解」・「社会の理解」・「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。 <保健看護学部>

b 大学教育・学生支援推進事業（文部科学省）に採択された「プラグマティズム的臨床医育成プログラム」を推進する。 <医学部>

(ア) - 3

（中期計画完了）

(イ) - 1

課題探求能力、問題解決能力を養い、学問を探究する力を育成するため、「教養セミナー」・「保健看護研究Ⅰ・Ⅱ」を実施する。 <保健看護学部>

(イ) - 2

a 医師国家試験形式に準じた卒業試験を実施するとともに、4年次の進級判定のなお一層の厳格化及び臨床医学修学の徹底などを図り、引き続き医師国家試験合格率の向上を目指す。 <医学部>

b 看護師国家試験合格率100%、保健師国家試験合格率95%以上を目指す。 <保健看護学部>

(イ) - 3

（中期計画完了）

(ウ) - 2

（中期計画完了）

(ウ) - 3

a 平成23年度計画なし

b 臨床実習の期間を延長し、院外病院を含め臨床・クラークシップが可能となるカリキュラムとする。 <医学部>

(エ) - 1

平成18年度入学生から導入した新カリキュラムに基づき、臨床実習中に地域の病院で研修を実施する。 <医学部>

(エ) - 2

a 国際交流センターで学生・教職員と留学生等とが交流し、情報交換できる機

会を提供する。

b 海外の大学等へ学生を派遣するとともに、派遣する学生の語学力の向上を図る。

イ 大学院教育

(ア) - 1

修士論文発表会を次年度発表の修士生の参考とするため、学内対象にネットで公開する。 <医学研究科>

(ア) - 2

(中期計画完了)

(ア) - 3

(中期計画完了)

(イ) - 1

多様な領域からの研究手法、解析技術情報に関する講義を大学院特別講義として実施する。 <医学研究科>

(イ) - 2

英語論文についての講義をカリキュラムの中で実施し、博士の学位論文はすべて英文原著論文とする。

また、必要な専門知識を修得させるため、各分野のセミナーを充実させる。

<医学研究科>

(イ) - 3

実践的な医療看護倫理を含む「ヘルスケアエシックス」を共通科目講義として実施する。 <保健看護学研究科>

(イ) - 4

保健看護学研究科博士課程（仮称）の開設認可申請を文部科学省へ提出し、平成24年4月開設に向け、入試等を実施する。 <保健看護学研究科>

ウ 専攻科教育

(ア)

新卒者の助産師国家試験合格率100%を目指す。

(イ)

(中期計画完了)

(ウ)

地域医療への参加を促進し、地域との交流、医療への学生の関心を高める。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学部教育

(ア) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策

a - 1

教育研究開発センター入試制度検討部会及び入試・教育センターにおいて、入学者の成績及び進路についての追跡調査を行い、選抜方法の評価を行う。

a - 2

教育研究開発センター入試制度検討部会及び入試・教育センターにおいて、推薦入試、入試科目等の検討を行う。

b

(中期計画完了)

(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

a - 1

(a) 教育研究開発センターにおいて、カリキュラムについての点検を行うとともに、授業評価方法の改善を図る。

(b) 保健師助産師看護師法改正への対応方針を決定し、カリキュラムの改編等

を図る。

a-2

- (a) カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施の方針)及びディプロマポリシー(学位授与の方針)策定に向けた取組を行う。 <保健看護学部>
- (b) カリキュラムポリシー(教育課程の編成・実施の方針)及びディプロマポリシー(学位授与の方針)について、教育研究開発センター教育評価部会で検討し、作成する。 <医学部>

a-3

(中期計画完了)

a-4

「総合保健看護」の分野において、「保健看護管理論」・「保健看護管理演習」・「保健看護英語」などについて講義を行う。 <保健看護学部>

b-1

臨床実習の期間を延長し、院外病院を含めクリニカル・クラークシップが可能となるカリキュラムとする。(再掲) <医学部>

b-2

平成18年度入学生から導入した新カリキュラムに基づき、臨床実習中に地域の病院で研修を実施する。(再掲) <医学部>

(ウ) 教育方法に関する具体的方策

a-1

1年次における両学部の共通講義を拡大するとともに、ボランティア活動を両学部で共通して行う機会を設ける。 <医学部><保健看護学部>

a-2

教養の講義については、他の大学との単位互換が出来るよう、選択性の幅を持たせたカリキュラムとする。 <医学部>

b-1

- (a) 「教養セミナー」などの少人数で実施する演習や実習を引き続き実施する。 <保健看護学部>
- (b) 地域の医療の課題を通して、医療従事者への理解を深めるため、少人数での演習や実習を実施する。 <保健看護学部>

b-2

(中期計画完了)

b-3

(中期計画完了)

b-4

(中期計画完了)

c-1

PBL/チュートリアル形式で実施している共通講義を教育研究開発センターが中心となって更に深め、両学部教員の協力体制の推進に向けた準備を行う。 <保健看護学部>

c-2

- (a) 「こころの科学」・「人間関係論」・「生命倫理」など、「人間の理解」・「社会の理解」・「人間と生命倫理」に関する科目を開講する。(再掲) <保健看護学部>
- (b) 大学教育・学生支援推進事業(文部科学省)に採択された「プラグマティズム的臨床医育成プログラム」を推進する。(再掲) <医学部>

(イ) 成績評価等の実施に関する具体的方策

a

(中期計画完了)

b

学生の成績評価は、全教員により総合的に判断して行う。 <保健看護学部>

c

(中期計画完了)

(ロ) 卒後教育との連携に関する具体的方策

a

(a) 卒前・卒後教育の連携を図るため、教育研究開発センターが中心となり、教育方法についてモデルとなる実習を立案する。 <医学部>

(b) 専門にかかわらず、医師としての基本的診療能力を形成するプログラムとして、卒後臨床研修修了者を対象にプライマリケア診断力を育むため、本院救命救急センターにおけるプログラムの充実を図る。 <医学部>

b

(a) 附属病院の看護師の卒後教育研修に、保健看護学部教員を講師として招き、連携を図る。 <保健看護学部>

(b) 学生の実習について、臨地実習委員会、実習連絡会を継続して保健看護学部と附属病院看護部の連携を図る。また、看護師の卒後教育のシステムを検討する。 <保健看護学部>

イ 大学院教育

(7) 入学者受入れ及び入学者選抜を実現するための具体的方策

a

(中期計画完了)

b

e-learningによるアーカイブファイルにより遠隔地での受講体制を継続する。 <医学研究科>

c

医学研究科博士課程の充足率向上に向け、大学院整備検討委員会において、現行制度の見直し及び必要な改善策を実施する。 <医学研究科>

(イ) 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

a-1

(a) 医学・医療に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識、技術を学ばせるカリキュラムを実施する。 <医学研究科>

(b) 保健・医療・福祉に直結した課題に取り組み、研究経験と専門知識、技術を学ばせるカリキュラムを実施する。 <保健看護学研究科>

a-2

(a) 医学・医療に従事する過程で問題発見能力とその解決方法の企画立案能力を持つ研究者又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを実施する。 <医学研究科>

(b) 保健・医療・福祉に従事する過程で問題発見能力とその解決方法の企画立案能力を持つ研究者又は高度専門職業人を育成するカリキュラムを実施する。 <保健看護学研究科>

b-1

医学研究科修士課程では、医学以外の領域の専門知識を医学研究に活用すること等により、学術研究の高度化を図り、優れた研究者の育成と研究能力の開発強化を行う。 <医学研究科>

b-2

(中期計画完了)

c

各講座の枠を超えて横断的な知識が修得できるよう大学院博士課程のカリキュラムを実施する。

特に医学研究科地域医療総合医学専攻においては、各教室間の連携を緊密に行い、高度先進的かつ横断的な大学院教育を行う。 <医学研究科>

(ウ) 教育方法に関する具体的方策

a-1

(a) 公開発表会、研究討議会、外部講師及び学外教員による特別講義を開催し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図る。 <医学研究科>

(b) 公開発表会、外部講師及び学外教員による特別講義を開催し、研究レベルの向上及び研究者間の交流を図る。 <保健看護学研究科>

a-2

教育研究目標及び研究指導目標を記載した「大学院学生要覧」に基づき、研究指導を行う。 <保健看護学研究科>

b

(中期計画完了)

(イ) 成績評価等の実施に関する具体的方策

a

(中期計画完了)

b

優れた研究及び専門能力を有する者を選定し、名誉教授会賞に推薦する。

ウ 専攻科教育

(ア)

オープンキャンパスを実施し、参加者の助産学への向学心を高めるとともに、優秀な人材の確保に努める。

(イ)-1

保健師助産師看護師法改正に向けて一部カリキュラムの改編等を図る。

(イ)-2

(中期計画完了)

(イ)-3

(中期計画完了)

(イ)-4

現場の助産師と連携を図り、学生教育を行う。

(イ)-5

(中期計画完了)

(イ)-6

助産学専攻科と実習施設との連携を図り、実習施設における卒前・卒後教育を充実させる。

(ウ)

(中期計画完了)

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

(ア)

(中期計画完了)

(イ)

- a 実習施設との一層の連携を図るため、臨床教育教授制度の活用を図る。
〈保健看護学部〉〈保健看護学研究科〉〈助産学専攻科〉
- b PBL/チュートリアル形式で実施している共通講義を教育研究開発センターが中心となって更に深め、両学部教員の協力体制の推進に向けた準備を行う。
(再掲) 〈保健看護学部〉

(ウ)

M.D.-Ph.D.コース等の多様な履修形態について、教育研究開発センターカリキュラム検討部会及び大学院整備検討委員会において検討する。 〈医学研究科〉

イ 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

(ア)

(中期計画完了)

(イ)

逐次刊行物電子ジャーナル数の増加を目指す。

(ウ)

医学情報ネットワーク利用規程に基づき、IPアドレス及びメールアドレスの適正な発行及びセキュリティ対策の徹底した運用管理を行う。

(エ)

本学が保有する資料等の保管場所を確保するとともに、収集を継続する。

ウ 教育の質の改善につなげるための具体的方策

(ア)

(中期計画完了)

(イ) - 1

学生の授業評価を教育内容・方法の改善のための資料として活用する。
〈保健看護学部〉

(イ) - 2

論文審査委員会において、学位論文の審査を厳正に行うとともに、大学院生数、学位取得者数等について検証する。
〈保健看護学研究科〉

(イ) - 3

卒業者の進路・業績について、アンケート調査を行い、調査方法及び内容を検討する。
〈医学部〉

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談、助言、支援の組織的対応に関する具体的方策

(ア)

(中期計画完了)

(イ)

クラス担任やゼミの教員による、学生への細やかな対応を行う。
〈保健看護学部〉

(ウ)

(中期計画完了)

イ 生活相談、就職支援等に関する具体的方策

(ア)

(中期計画完了)

(イ)

授業料減免制度、日本学生支援機構等の奨学金制度及び本学独自の修学奨学金貸付制度を活用する。
〈保健看護学部〉〈助産学専攻科〉

(ウ)

大学院生については、主科目研究指導教員及び大学院委員会が中心となり進路指導を行う。
〈医学研究科〉

ウ 留学生支援体制に関する具体的方策

(ア)

ホームページ等を活用し、大学、大学院、助産学専攻科の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。

(イ)

国際交流センターで学生・教職員と留学生等とが交流し、情報交換できる機会を提供する。(再掲)

(ウ)

- a 海外の大学等へ学生を派遣するとともに、派遣する学生の語学力の向上を図る。(再掲)
- b 山東大学との交流25周年を記念したシンポジウムを開催するなど、より学術的な交流を推進する。
- c 海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向と研究水準に関する具体的方策

(ア) - 1

- a 健康増進・癒しの科学センターを中心に、研究内容の充実を行い、和歌山県の地域活性化につながる研究を行う。
- b 附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。
- c 和歌山県のがん対策の推進を図るため、地域がん登録事業を実施する。

(ア) - 2

英文原著論文の発表を推進する。

(イ) - 1

- a 臨床研究管理センター及び治験管理室において臨床研究を推進する。
- b 外部資金による寄附講座等を活用して、医療技術の開発・普及等の研究を推進する。
- c 倫理委員会における疫学研究及び臨床研究の厳正かつ効率的な審査を目指し、審査体制の点検・整備を行う。

(イ) - 2

- a 研究テーマを学内から公募し、プロジェクト発表会の開催、審査結果の学内公表など透明性の高い選考により、優れた学術研究への助成を行い、その成果を学内に広く公表することで、より一層研究の推進を図る。
- b 基礎医学と臨床医学の連携を円滑に進めるため、共同利用施設（ラジオアイソトープ実験施設、動物実験施設、中央研究機器施設）の機器の有効利用を促進する。

(イ) - 3

基礎医学部門に2つの研究部を新設する。

イ 成果の社会への還元に関する具体的方策

(ア)

- a 生涯研修・地域医療支援センターにおいて、公開講座等各種の学習機会を10回以上開催するとともに、参加者の増加を図る。
- b 「開かれた大学」を目指し、本学教員による出前授業の実施を推進する。

- c 高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座へ積極的に講師を派遣する。

(イ)

寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究体制に関する具体的方策

(ア)

基礎医学部門に2つの研究部を新設する。(再掲)

(イ)

(中期計画完了)

(ウ)

(中期計画完了)

(エ)

(中期計画完了)

イ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

(ア)

学内研究施設の利用状況を調査し、必要な研究環境について検討する。

(イ)

学内共同利用施設等の機器の導入・更新を計画的に行うとともに、効率的な運用を図る。

ウ 研究の質の向上につなげるための具体的方策

(ア)

研究テーマを学内から公募し、プロジェクト発表会の開催、審査結果の学内公表など透明性の高い選考により、優れた学術研究への助成を行い、その成果を学内に広く公表することで、より一層研究の推進を図る。(再掲)

(イ)

(中期計画完了)

エ 研究資金の獲得及び配分に関する具体的方策

(ア)

産官学連携推進本部を中心に、ホームページ等による情報提供、研究内容の紹介を行い、研究の活性化及び外部資金の導入を推進する。

(イ)

他大学との共同研究を継続して実施するとともに、共同研究等への参加を推進する。

(ウ)

研究テーマを学内から公募し、プロジェクト発表会の開催、審査結果の学内公表など透明性の高い選考により、優れた学術研究への助成を行い、その成果を学内に広く公表することで、より一層研究の推進を図る。(再掲)

(エ)

審査結果の学内公表など透明性の高い選考により、若手研究者の応募意欲の向上を図り、研究助成を行う。

(オ)

外部資金により、新規の研究分野を拡大する。

3 附属病院に関する目標を達成するための措置

(1) 教育及び研修機能を充実するための具体的方策

ア-1

- (ア) 卒前・卒後教育の連携を強化し、本院の特色ある診療科をモデルとした実践的教育のプログラム化を図る。
- (イ) 保健看護学部と看護部との連携をより一層強化し卒前・卒後の一貫教育を推進する。
〈保健看護学部〉

ア-2

(中期計画完了)

イ-1

- (ア) 研修医のうちから、本学が提携する海外の大学附属病院に短期間派遣する海外研修制度を実施する。
- (イ) 法定研修修了後、専門研修に入るまでの一般研修を充実させる横断的臨床研修プログラムを実施する。

イ-2

協力病院の特色ある診療科において臨床研修を実施する。

イ-3

クリニカルラダーと人事管理システムとの一元化を行う。

イ-4

研修医、看護師、コ・メディカル合同で1次救命処置・AED・移送等を地域の救命救急士を招聘し、実習を行う。

ウ-1

地域の拠点病院等との連携により卒後臨床研修プログラムの充実を図る。

ウ-2

高齢者医療研修等のため、介護福祉施設等との連携により卒後臨床研修プログラムの充実を図る。

エ-1

- (ア)
 - a 「地域医療連携わかやまネットワーク」を推進し、連携実務者との顔の見える連携、相互理解を強化し、より一層スムーズな病病・病診連携の構築に努める。
 - b 県内の地域がん診療連携拠点病院との連絡会を開催し、地域のがん医療に関する情報の共有及び5大がんの地域連携パスの推進に努める。
- (イ) 紀北分院では、「紀北分院通信」を継続するとともに、地域医師会の病診連携部門に積極的に参加し、活動する。

エ-2

各種医療技術者の養成を目的とする学校・養成所等からの実習生を受け入れる。

(2) 研究を推進するための具体的方策

ア-1

- (ア) 健康増進・癒しの科学センターを中心に、研究内容の充実を行い、和歌山県の地域活性化につながる研究を行う。(再掲)
- (イ) 附属病院におけるがんの診療体制を充実し、診療活動の改善につなげる。

ア-2

英文原著論文の発表を推進する。(再掲)

ア-3

- (ア) 臨床研究管理センター及び治験管理室において臨床研究を推進する。(再掲)
- (イ) 外部資金による寄附講座等を活用して、医療技術の開発・普及等の研究を推進

する。(再掲)

イー1

- (ア) 治験管理室において一元的に治験を実施し、新薬開発に貢献する。
- (イ) 治験管理室と薬剤部との連携を図る。

イー2

治験審査委員会において、倫理的及び科学的観点から調査審議し、患者の権利の擁護及び安全の確保を推進する。

ウ

患者本位の安心できる医療の実現のため、医療現場の課題を抽出し、解決するシステムの確立に向けた検討を行う。

(3) 地域医療への貢献と医療の実践を達成するための具体的方策

アー1

- (ア) 法定研修修了後、専門研修に入るまでの一般研修を充実させる横断的臨床研修プログラムを実施する。(再掲)
- (イ) 高度医療に貢献する医療専門職業人を育成するため、コ・メディカル等職種毎の教育・研修を計画的に行う。
- (ウ) 看護師が自由に自己学習できる e-learning のコンテンツを作成する。
- (エ) 修学資金貸付制度を運用し、看護師の助産師資格取得を促進する。

アー2

大学、備品整備委員会の方針に基づき、医療機器を更新する。

イー1

人権に関する研修を全学一斉及び各所属単位で実施する。

イー2

- (ア) 患者のニーズに応じた診療体制を確立するため、附属病院の機能を点検し、診療科の新設を検討する。
- (イ) 周産期医療から小児医療まで継続的で専門的な質の高い医療を提供する。

イー3

(中期計画完了)

イー4

各種診療等実績について、情報のセキュリティ体制の強化を図りながら、ホームページで公表するよう取組を進める。

イー5

- (ア) 患者の栄養状態や食習慣を的確に把握・評価し、適切な栄養指導を実施することで病状の改善を図る。また、栄養管理計画書を作成し入院患者の栄養管理を行う。
- (イ) 平成23年度「病院給食あり方検討委員会」を立ち上げ、高度医療に対応する給食管理と快適な入院生活がおくれる患者本位の治療食について、分院と併せて研究する。
- (ウ) 栄養サポートチーム(NST)の活動を推進し、症例数の増加を図るとともに、院内勉強会を実施する。

イー6

- (ア)
 - a 「地域医療連携わかやまネットワーク」を推進し、連携実務者との顔の見える連携、相互理解を強化し、より一層スムーズな病病・病診連携の構築に努める。(再掲)
 - b 県内の地域がん診療連携拠点病院との連絡会を開催し、地域のがん医療に関す

る情報の共有及び5大がんの地域連携パスの推進に努める。(再掲)

- (イ) 看護相談室において、専門分野で活動している専門看護師、糖尿病療養指導士による相談を実施する。なお、保健看護学部教員による看護相談も継続して実施する。

ウー1

- (ア) ドクターヘリの活用により、県内の救急病院等と更なる連携の強化を図る。
- (イ) 観察室(オーバーナイトベッド)の整備等により、救急外来の応召機能を高めるとともに、2次救急医療機関との連携強化を図る。

ウー2

災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。

ウー3

県福祉保健部と連携して、地域医療卒の学生の卒後研修プログラムの検討を行い、へき地医療を支援する。

ウー4

(中期計画完了)

(4) 医療安全体制の充実に関する具体的方策

ア

医療安全推進部の体制強化のため、医師、看護師、コ・メディカルとの連携の強化を図る。 (附属病院)

イ

- (ア)
 - a 附属病院本院では、リスクマネージャーを中心に医療安全意識の向上を目的とした活動を行う。また、アクシデント・インシデント事例検討会を積極的に開催してアクシデントレポート及びインシデントレポートの専門性の高い課題に関して迅速かつ集中的に分析・検討する。 (附属病院)
 - b リスクマネージャーを病院長指名とし、組織としての役割を明確にする。特に、医師リスクマネージャー活動を強化するための教育、研修を充実させる。 (附属病院)
- (イ) 紀北分院では、リスクマネージャー会議及び医療安全推進委員会で、医療従事者に対する研修内容を充実する。 (紀北分院)

ウ

(中期計画完了)

エ

- (ア) 医療事故等の公表基準に基づき、医療安全への取組及び医療事故等の経緯や改善策などの状況をホームページ等において公表する。 (附属病院)
- (イ) 全職員を対象とした医療安全意識の向上と知識の習得、年2回研修義務化を補足するために導入したe-learningシステムの更なる内容の充実と研修受講率の向上を図る。 (附属病院)

(5) 病院運営に関する具体的方策

アー1

- (ア) 診断書作成支援ソフトの導入、支援体制を整備し、医師の負担軽減と作成の迅速化を図る。
- (イ) 病院医療情報システム、医療情報の適正な管理及び運用を円滑に推進するため、また、地域医療機関との保健医療情報の連携を促進するため、医療情報部を設置する。

ア-2

病院機能向上のため、患者要望を踏まえた具体的な取組を実施する。

ア-3

- (ア) 附属病院本院では、外来、病棟においてボランティアの受入れ及びスキルアップを積極的に行い、ボランティアの業務の拡充を図る。
- (イ) 紀北分院の各種催し、敷地内の植栽管理などにおいて活躍しているボランティアの活動を推進する。

イ-1

(中期計画完了)

イ-2

(中期計画完了)

イ-3

本県の急性期医療の中核を担うため、7：1看護体制の早期実現と安定的な運営をはじめとする病院組織の充実に取り組む。

イ-4

各部門毎の業務を調査し、アウトソーシングを推進する。
また、アウトソーシングを行っている業務についての点検・見直しを行う。

イ-5

- (ア) 病床管理センターの適正な運営、病・病診連携の推進等により、病床稼働率の向上（対前年度比1ポイント以上）及び平均在院日数の短縮を目指す。
〈附属病院〉
- (イ) 3期システムの稼働に伴い、レセプト院内審査支援システムを見直すとともに、引き続き診療報酬請求の精度向上を図る。
- (ウ) DPCデータを用いた経営分析システムの活用などにより、病院経営改善に取り組む。
- (エ) 新病院の完成により、病床稼働率70%を確保し、効果的な病床運用を図る。
〈紀北分院〉

(6) 附属病院本院と同紀北分院の役割分担及び連携強化を達成するための具体的方策

ア

附属病院本院と紀北分院との間で職員の交流を行う。

イ

(中期計画完了)

4 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1)-1

- ア 生涯研修・地域医療支援センター及び地域医療学講座において、全学的な地域医療支援のあり方や具体的な事業計画の検討を進める。
- イ 小児保健医療体制の充実に寄与するため、小児成育医療支援学講座において、心のケアを必要とする子どもとその家族を対象に、医療と相談の両面からの支援事業を行う。
- ウ 安全・安心な周産期医療体制を確保するための調査・研究を継続する。

(1)-2

- ア ドクターヘリの活用により、県内の救急病院等と更なる連携の強化を図る。
(再掲)
- イ 観察室（オーバーナイトベッド）の整備等により、救急外来の応召機能を高めるとともに、2次救急医療機関との連携強化を図る。（再掲）

(1)－3

災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。
(再掲)

(1)－4

県福祉保健部と連携して、地域医療枠の学生の卒後研修プログラムの検討を行い、
へき地医療を支援する。(再掲)

(1)－5

県がん診療連携拠点病院として、相談支援センター業務を行い、地域医療機関等との
連携を行うとともに、県内医療従事者を対象に研修を実施する。

(2)－1

高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座へ積極的に講師を派遣す
る。(再掲)

(2)－2

寄附講座、受託研究、企業との共同研究を拡大する。(再掲)

(3)

最新の研究成果等の情報提供に努めるとともに、医療従事者向けの研修の機会を提
供する。

(4)－1

生涯研修・地域医療支援センターにおいて、公開講座等各種の学習機会を10回以
上開催するとともに、参加者の増加を図る。(再掲)

(4)－2

「開かれた大学」を目指し、本学教員による出前授業の実施を推進する。(再掲)

(5)－1

地方公共団体の審議会、委員会等への参画を通じて、保健医療、福祉施策の立案等
に携わる。

(5)－2

みらい医療推進センターや受託講座において、地域と連携した特色ある健康づくり
を推進する。

5 産官学の連携に関する目標を達成するための措置

(1)

産官学連携推進本部の充実を図るとともに、異業種交流会を開催し、本学からの情
報提供に努める。

(2)

異業種交流会を開催し、外部資金獲得のきっかけへと活用を図る。

(3)

産官学連携推進本部の充実を図り、連携の取組や研究内容の広報を行う。

(4)

高等教育機関コンソーシアム和歌山で実施する公開講座へ積極的に講師を派遣する。
(再掲)

6 国際交流に関する目標を達成するための措置

(1)

ホームページ等を活用し、大学、大学院、助産学専攻科の研究活動、学費、学生生
活等に関する情報を適切に提供する。(再掲)

(2)

国際交流センターで学生・教職員と留学生等とが交流し、情報交換できる機会を提

供する。(再掲)

(3)

海外の大学等へ学生を派遣するとともに、派遣する学生の語学力の向上を図る。
(再掲)

(4)

海外の大学との新たな交流協定の締結を行うなど、交流を推進する。(再掲)

(5)

平成23年度計画なし

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1)-1

(中期計画完了)

(1)-2

(中期計画完了)

(1)-3

ア 企画戦略機構による戦略的な大学運営を進める。

イ 産官学連携推進本部及び地域・国際貢献推進本部の充実を図り、情報収集・発信機能を高める。

(1)-4

(中期計画完了)

(1)-5

(中期計画完了)

(1)-6

監査機能の充実を図る。

(2)-1

最新の研究成果等の情報提供に努めるとともに、医療従事者向けの研修の機会を提供する。(再掲)

(2)-2

生涯研修・地域医療支援センター及び地域医療学講座において、全学的な地域医療支援のあり方や具体的な事業計画の検討を進める。(再掲)

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1)

企画戦略機構による戦略的な大学運営を進める。(再掲)

(2)

(中期計画完了)

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1)-1

(中期計画完了)

(1)-2

(中期計画完了)

(1)-3

(中期計画完了)

(1) - 4

(中期計画完了)

(1) - 5

- ア 女性医療人支援センターと連携し、育児代替教員制度の運用の拡大を図っていく。
- イ 育児休業や長期休業（１年以上）から職場復帰する看護職員を対象に、職場復帰支援研修を実施できるよう計画的に準備する。なお、育児休業から復帰した２０名から復帰時必要と思う研修内容をアンケート調査し活用する。
- ウ 離職ワーキンググループの実態調査を基に、子育て支援や職場復帰へのサポートを実施する。また、看護師のメンタルヘルス等をあわせて実施する。

(1) - 6

臨床実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して臨床教授等の称号を付与し、臨床実習及び卒後の臨床研修の充実を図る。

(2) - 1

教職員の能力開発、能力向上及び専門性等の向上に資するため、法人独自の研修を計画的に実施する。

(2) - 2

職員出向規程の運用により、他機関との人事交流を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1)

(中期計画完了)

(2)

(中期計画完了)

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1)

産官学連携推進本部を中心に、ホームページ等による情報提供、研究内容の紹介を行い、研究の活性化及び外部資金の導入を推進する。（再掲）

(2)

(中期計画完了)

(3)

(中期計画完了)

(4)

学生納付金や各種手数料等について、適切な額を検討する。

(5)

ア 病床管理センターの適正な運営、病・病診連携の推進等により、病床稼働率の向上（対前年度比１ポイント以上）及び平均在院日数の短縮を目指す。

(再掲) (附属病院)

イ 新病院の完成により、病床稼働率７０％を確保し、効果的な病床運用を図る。

(再掲) (紀北分院)

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1)

ア 経営状況を分析して資金の有効活用を行うとともに、経営改善に向けた取組を行

う。

イ 電気、ガスの使用量については年間1%のエネルギー（電気、熱の使用量）の削減に努める。

(2)

医薬材料費の診療収入比率の改善を図る（対前年度比0.2ポイントの改善）。

(3)

（中期計画完了）

(4)

管理経費削減に伴い、教職員が経営観念をもって経費の削減に努めるよう、より一層の意識啓発を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1)

収支計画を確認しながら、適切な資金運用を行う。

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1)

（中期計画完了）

(2)

（中期計画完了）

(3)

財日本医療機能評価機構のVer. 6.0認定更新がスムーズに行えるよう、必要事項の再チェック、見直しを行う。

(4)

財大学基準協会への改善報告及び完成報告（平成24年度）に向けて、改善策を審議し、実施に向けた取組を進める。

(5)

（中期計画完了）

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) - 1

ホームページの充実を図り、積極的な情報提供を行う。

(1) - 2

ホームページ等を活用し、大学、大学院、助産学専攻科の研究活動、学費、学生生活等に関する情報を適切に提供する。（再掲）

(1) - 3

先覚的あるいは先進的な活動等について、積極的に情報提供を行う。

(2)

県の個人情報保護条例の実施機関として、学生、患者、教職員等の個人情報の取扱いについての規程に基づき、適切な管理を行うよう周知徹底する。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設及び設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(1) - 1

ア 建物・設備の老朽化・劣化等を検証して、施設設備の整備計画、医療機器や研究機器の購入計画を策定し、今後の投資額を積算する。

イ 「地域医療支援総合センター（仮称）」の基本・実施設計を行い、完成に向けた準備を行う。

(1) - 2

（中期計画完了）

(1) - 3

施設設備の整備計画を策定するにあたっては、資金調達の方法、効率的・効果的な整備手法を検討する。

(1) - 4

（中期計画完了）

(2)

施設設備の有効活用を促進するため、ホームページ、広報誌等で施設の利用拡大に向けたPRを行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(1) - 1

教職員に対する健康診断及び各種人間ドックを実施する。

(1) - 2

安全対策のため、学内施設の状況について調査点検し、必要箇所の補修等を行う。

(1) - 3

学生等に対する環境保全及び安全衛生教育等を推進する。

(2)

ア 防災避難訓練を実施する。

イ 災害対策訓練を通して災害対策マニュアルの問題点を把握し、随時見直しを行う。
（再掲）

3 基本的人権の尊重に関する目標を達成するための措置

(1)

全学の人権同和研修及び研修委員研修を更に充実させるとともに全職員の完全参加を目指す。

(2)

教職員の守秘義務、職務専念義務等のサービスを定めた就業規則について、教職員への周知を図る。

(3)

ア 附属病院本院では、医事受付窓口にて、患者から各種の相談に対応する。
〈附属病院〉

イ 新病院では、プライバシーに配慮した医事相談室を設置し、随時相談を受け付ける。また、病院ホールに意見箱を設置し、意見を聴取して病院改善に活かす。

〈紀北分院〉

(4)

全学に職場研修委員を配置し、人権啓発の推進に取り組む。

(5)

（中期計画完了）

(6)

倫理委員会における疫学研究及び臨床研究の厳正かつ効率的な審査を目指し、審査体制の点検・整備を行う。(再掲)

第7 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

第8 短期借入金の限度額

10億円

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第11 その他

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
医療機器等整備	総額 1,734	補助金等収入 586
救急外来観察室整備		長期借入金収入 600
ナースコール設備更新		目的積立金取崩収入 378
小児センター整備		その他 170
総合周産期母子医療センター整備		

2 人事に関する計画

- ・ 女性医療人支援センターと連携し、育児代替教員制度の運用の拡大を図っていく。(再掲)
- ・ 育児休業や長期休業(1年以上)から職場復帰する看護職員を対象に、職場復帰支援研修を実施できるよう計画的に準備する。なお、育児休業から復帰した20名から復帰時必要と思う研修内容をアンケート調査し活用する。(再掲)
- ・ 離職ワーキンググループの実態調査をもとに、子育て支援や職場復帰へのサポートを実施する。また、看護師のメンタルヘルス等をあわせて実施する。(再掲)
- ・ 臨床実習等の指導に協力する医療機関等の優れた医療人に対して臨床教授等の称号を付与し、医学部の臨床実習及び卒後の臨床研修の充実を図る。(再掲)
(参考)平成23年度の人件費見込み
13,511百万円(退職手当は除く)

3 積立金の処分に関する計画

なし

収支計画

平成23年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	30,329
経常費用	30,329
業務費	28,421
教育研究経費	887
診療経費	12,492
受託研究費等	468
役員人件費	70
教員人件費	5,480
職員人件費	8,582
一般管理経費	440
財務費用	32
雑損	—
減価償却費	1,875
臨時損失	—
収益の部	29,902
経常収益	29,902
運営費交付金収益	3,834
授業料収益	514
入学金収益	101
検定料収益	12
附属病院収益	22,810
受託研究等収益	410
寄附金収益	518
補助金等収益	572
財務収益	5
雑益	433
資産見返運営費交付金等戻入	65
資産見返補助金等戻入	165
資産見返寄付金戻入	143
資産見返物品受贈額戻入	311
臨時利益	—
純損失	△426
目的積立金取崩額	84
総利益	△341

資金計画

平成23年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	32,598
業務活動による支出	28,399
投資活動による支出	1,854
財務活動による支出	1,116
翌年度への繰越金	1,228
資金収入	32,598
業務活動による収入	30,142
運営費交付金による収入	3,824
授業料及び入学金、検定料による収入	673
附属病院収入	22,810
受託研究等収入	410
寄附金収入	518
補助金等収入	1,160
その他の収入	743
投資活動による収入	5
財務活動による収入	600
前年度よりの繰越金	1,851

(別表)

教育研究上の基本組織

平成23年度

学部、研究科、専攻科名	学部の学科、研究科の専攻等及び収容定員（人）
医学部	医学科 500人
保健看護学部	保健看護学科 328人
医学研究科（修士課程） （博士課程）	医科学専攻 28人 168人
	地域医療総合医学専攻 構造機能医学専攻 器官病態医学専攻
保健看護学研究科（修士課程）	保健看護学専攻 24人
助産学専攻科	10人

－用語解説－

あ行

- Early Exposure（早期体験実習）
教養教育科目の中で実施される取組で、和歌山県内の医療施設で現場の医療を入学して早い時期に体験させる。
- アウトソーシング
業務を外部の専門業者に委託すること
- アドバンストOSCE
臨床技能及び態度を客観的にみる技能テストにおいて、ある程度の臨床実習を受けた者が次のステップへ進む時期、すなわち卒業前後に行われるもの
- アーカイブファイル
パーソナルコンピュータにおいて、複数のファイルを一つのファイルにまとめたファイル、もしくはそれを作成する過程
- EBM
医療の現場で科学的根拠に基づいた治療法を選択することを指し、科学的な実験や統計学的根拠を基にして医療に検証を加え評価する手法
- eラーニング
パソコンを使用し、インターネット等ネットワーク上で教育や学習をすること
- 医療安全推進部
附属病院の中央部門の一つであり、医療安全を推進するために平成15年に設置。専任の医療安全管理者（看護師）を配置し、病院で発生するインシデント・アクシデント等の問題点の分析・対策を検討している。
- 医療倫理（medical ethics）
医療技術を身につけたことへの感謝と奉仕の精神。患者の利益を最優先して考え、平等に診療すること、患者の個人情報の保護等を含む。
- インシデント（incident）
重大事故に至る可能性がある事態が発生し、なおかつ実際には事故につながらなかった潜在的事例
- インパクトファクター
学術雑誌を評価する数字の一つ
- 衛生工学衛生管理者
法定設置の基準に基づき、有害なガス、蒸気、粉塵などを発散する作業場で作業環境を評価するほか、施設や作業法の点検、改善、職場の記録の整備などを行う。
- 栄養サポートチーム（NST）
医師、看護師、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師、言語聴覚士などの専門職が協力して、患者に適切な栄養管理を行なうチーム
- FD（ファカルティ・ディベロップメント）
教員の授業内容・教育方法を改善し、向上させるための組織的な取り組みの総称。
その内容としては、教育内容・技術や学生の学習評価についての研究会の開催や、教員相互の授業参観の実施、新任教員に対する研修会の開催などがある。
- M.D.-Ph.D.コース
医学部医学科の課程と医学研究科博士課程を統合し、医学科の課程の途中で博士課程を修了することにより、卒業と同時に学士（医学）と博士（医学）の学位を取得できるコース
- MCQ
多くの選択肢より問題で求められている肢を選ぶことにより回答する多肢選択試験
- オープンキャンパス
大学等が受験生を対象に学校説明会を開いたり、見学・模擬講義等を体験させる取組を行うこと
- OSCE
臨床技能及び態度を客観的にみる技能テスト

か行

○がん診療連携拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を受けられることを目指した制度であり、都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が指定する。各都道府県において、地域がん診療連携拠点病院を2次医療圏に一カ所程度、都道府県がん診療連携拠点病院を各都道府県に概ね一カ所整備することとされている。本学附属病院は、平成19年1月に都道府県がん診療連携拠点病院として指定された。

○緩和ケア

治癒目的の治療効果が期待できなくなった場合のケアを中心とした診療を指す。延命を図る治療ではなく、痛みの緩和やその他の不快な症状のコントロールのみならず、精神的、社会的なケア等が重要な要素とされる。

○基礎配属

医学部の学生が基礎医学や社会医学の教室に出入りしつつ、医学の研究に直接触れて学ぶ教育形態

○寄附講座

教育・研究を奨励することを目的とした、企業等の寄附金で設置・運営する講座

○クリニカル・クラークシップ

指導医の下で、チームの一員として初診から退院までの実際の診療に参加し、責任の一端を果たしながら、診療・治療計画などの医師の業務、役割やその他の側面を臨床の現場で体験する学習。模擬体験型実習、見学型実習とは区別される。

○クリニカルラダー

看護師の臨床実践能力評価のツールであり、到達目標（評価基準）を段階ごとに示したもの

○ケアマインド教育

医療においてキュア（治療）とともに重要なケアの精神を学び気づかせる、豊かな人間性涵養を目的とした教育。本学の医学部教育のカリキュラム構成の柱の一つで、単に患者の心を教えるのではなく、体験し、考えさせる工夫をしている。

○現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

大学教育改革の取組に対する文部科学省の補助事業で、社会的要請の強い政策課題に対応した各大学の取組を全国から公募し、審査・評価を経て選定される。本学では、保健看護学部の「地域と連携した健康づくりカリキュラム」が採択された。（平成18年度から3年間）

○高等教育機関コンソーシアム和歌山

和歌山県内の大学などの高等教育機関が、その知的資源を結集し、連携・協力し、より一層の地域貢献と、その魅力発揮を目指して平成13年8月に設立された機関

○コア・カリキュラム

教育機関の使命や目標、社会のニーズに照らして、その機関のカリキュラムのコア（中心・核・基礎・統合的な領域・学習者が共通に学習する領域）として策定されるカリキュラム

さ行

○財団法人大学基準協会

認証評価機関の一つであり、大学の基準づくりとそれに基づく正会員に対する相互評価を中心に活動している。大学は7年に1度、国から認証された評価機関の評価を受けることが法的に義務づけられている。本学は平成15年に加盟判定審査を受け、平成16年4月1日付けで正会員として加盟している。また、平成20年度に大学評価を受け、平成21年3月12日付けで当該協会の大学基準に適合していると認定された。

○財団法人日本医療機能評価機構

学術的、中立的な第三者の立場での病院を評価する事業を実施している。

○裁量労働制

研究開発など、業務の性質上、その業務の具体的遂行方法については大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、使用者の具体的な指揮監督になじまず、通常の方法による労働時間の算定が適切でない業務について、その業務を通常、処理するためにはどの程度の時間を労働

するとするのが適当であるかについて労使で協定をしたときは、その時間を労働したものとみなすという制度

○G C P (Good Clinical Practice)

被験者の人権と安全性の確保、臨床試験のデータの信頼性の確保を図り、適正な臨床試験が実施されること、すなわち臨床試験が「倫理的」な配慮のもとに、「科学的」に実施されることを目的として定められた法律

○C B T

コンピューターを用いた多岐選択形式試験

○奨学寄附金

和歌山県立医科大学の教育・研究を奨励するための寄附金

○症例報告

個々の患者の臨床経過、病理所見などを報告すること

○シラバス

授業要旨あるいは授業時間割を記載した冊子

○スキルスラボ

臨床技能を学習する施設

○セカンドオピニオン

医師は、患者の臨床データを基に、治療方針などを示すが、医師も患者も迷うときがある。この場合患者は、同じデータを別の医師に分析してもらい、判断の意見を求めることがある。

○総合診療

地域包括・家庭医療、1次救急としてのプライマリケア、全人医療などを含めた基本的臨床、2次・3次医療を含めた統合型診療を行う。医師個人としても、医学的のみならず心理的・社会的に患者の問題にアプローチできる全人医療の能力や患者－医師関係の根底をなすコミュニケーションスキルなどをもって診療する。

○卒後臨床研修センター

附属病院においてより効果的な臨床研修が実施できるよう、平成16年4月に設置し、研修カリキュラムの管理運営や研修医が自由に利用できる研修室の提供を行っている。

た行

○ティーチングアシスタント (T A) 制度

学部学生等に対するチュータリング (助言) や実験、実習、演習等の教育補助業務 (具体的には、演習のディスカッションリーダー、レポート・試験等の採点など) について大学院学生等を活用する制度。

大学院学生等に対して手当を支給する。

○D P C (Diagnosis Procedure Combination)

急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括評価制度。適切な診療収入を得るためには、診断群分類を的確に行うことが必要となる。

○治験コーディネーター (C R C)

治験依頼者から依頼された治験について、その処理状況や受託した治験の進行状況などを常に把握し、G C PやS O Pなどを遵守して行われるようにチェックし、治験全体の信頼性を保証し、全体をコーディネートする役割を担う。また、治験に参加した患者の人権保護やケアをする役目を担う。

○Team-based Learning

少人数のグループに分かれ、提示された症例等を基にグループ内で自己討論を行い、適切な診断・治療方法を探る学習方法。問題解決型学習の手法の一つで、グループ内での学習を通じ自主的学習能力を高める。

○昼夜開講制

時間的制約が多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度

○長期履修制度

職業を有している等の事情により、修業年限を超えた一定の期間にわたって、計画的に教育

課程を履修して卒業する制度

○特色ある大学教育支援プログラム（特色G P）

大学教育改革の取組に対する文部科学省の補助事業で、各大学、短期大学で実績をあげている教育方法や教育課程の工夫改善など学生教育の質の向上への取組を更に発展させる取組の中から、国公私を通じて特色ある優れた取組が公募により選定される。

医学部においては、「『ケアマインドを併せもった医療人教育』～緩和医療とロールプレイを通して～」が採択された。（平成18年度から3年間）

○特別研究員制度

博士課程を修了した若手研究者をポスドク研究員として雇用できる制度で、平成18年度に創設

○ドクターヘリ

医師と看護師が搭乗し、患者に救命医療を行いながら救急現場から本学、高度医療機関などに搬送する。和歌山県全域と奈良県南部、三重県南部を運航範囲とし、平成15年1月から運航を開始している。

な行

○ノートン・システム・ワークス

ウイルス／スパイウェア対策、ネットワークセキュリティ、バックアップ、データ保護など、パソコンの安全を守るためのツールが集められた統合型セキュリティパッケージ

は行

○PBL/チュートリアル

少人数のグループに分かれ、各グループにチューターを配置し、提示された症例等を基にグループ内で討論を行い、適切な診断・治療方法を探る学習方法

○プライマリケア

患者との継続した関係を築き、家族と地域の広がりの中で診療することに責任を持つ臨床医によって提供される総合的なヘルスケア

○プラグマティズム的臨床医育成プログラム

Soft-mind 教育と Hard-mind 教育の成果を実習の中で活かしつつ、最終的に臨床実習の場において融合し、多面的に評価することによって、患者が求める臨床医を養成する教育。

○ヘルスケアエシックス

医療看護倫理

ま行

○模擬患者

医療者（学生）の教育のために、一定の訓練を受けて、実際の患者と同じような症状や会話を演じ、フィードバックができる患者役の人。臨床技能試験において標準的な患者役を演じる人（標準模擬患者）

○問題解決型学習

具体的な状況を事例として与え、少人数グループ討論を通して学生が自主的に自分に必要な学習項目を設定し、自らの力でそれを習得することを通して、自己開発型学習の学び方を修得させようとするもの。

問題解決型学習の一例として、PBL/チュートリアルがある。

ら行

○ラジオアイソトープ実験施設

放射性同位元素等を用いる実験施設。コンピューター制御による放射線の安全管理のもとで維持運営を行っている。

○リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行わ

れるパートタイムの教育も含む。

○リサーチアシスタント（RA）制度

教員の研究環境の充実や若手研究者の養成、大学院生の経済的援助に資するため、優秀な大学院生を研究補助者として活用する制度

○リスクマネージャー

医療に係る安全管理を行う者として病院長が指名する職員

○レセプト

医療保険の支払い機関に診療報酬の支払いを請求するために提出する診療報酬明細書

○臨床教授

指導医の確保のために導入されたのが臨床教授、臨床准教授、臨床講師制度であり、大学の教官とともに、大学以外の医療機関の優れた人材が医療現場での豊かな経験を踏まえ医療の人材の育成に参加、協力している。具体的には、第一線の臨床病院（日赤、労災等）で活躍中の医師にこの称号を付与し、医学生や研修医の臨床実習を指導している。